

## 会派民主要望項目一覧

令和5年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
1 携帯電話不感地区解消について 県内の携帯電話不感地区解消に早急に取り組むこと。	<p>昨年2月に、県内のデジタルデバイド解消を目的に、県と全市町村で実態調査を実施し、本年1月に調査結果を各携帯電話事業者へ情報提供するとともに、不感地区解消の要望を行った。</p> <p>また、国が主催するデジタル田園都市国家構想実現会議及びデジタルインフラ地域協議会のほか、全国知事会を通じて国に対し同趣旨の提言を行ったところであり、引き続き、市町村や携帯電話事業者と連携し不感地区解消に取り組んでいく。</p>
2 事業者への「合理的配慮の提供」の義務化に伴う周知等について 障害者差別解消法の改正により民間事業者に「合理的配慮の提供」が義務化されたところであるが、未だ法律自体が十分浸透しておらず、差別のない共生社会の実現には至っていない。改正された制度の周知及び補助犬、ハートフル駐車場についての理解など社会的障壁の除去に積極的に取り組むこと。	<p>民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、本県発祥の「あいサポート運動」の取組を加速し、障がい者差別解消に一層取り組んでいくため、あいサポート企業拡大推進員を配置し、あいサポート企業・団体の拡大を推進するとともに、民間事業者の合理的配慮提供の環境づくりの支援（研修の実施や備品購入等）を令和5年度当初予算案において検討している。さらに、あいサポート研修の中で補助犬、ハートフル駐車場への理解も促していく。</p> <p>・ともに生きる「あいサポート企業・団体」拡大事業 12,964千円 （障害者差別解消法一部改正への対応促進）</p>
3 障がい者専用避難所の設置・運営について 障がい児・者が利用できる一定の配慮がなされた避難所や専用の部屋がある避難所、または障がい者専用の避難所の設置・運営等について、市町村に対し助言及び支援を行うこと。	<p>県では「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」により、多様な人に配慮した生活環境の整備を市町村に依頼しているほか、「福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針」により、福祉避難所等の確保と早期開設や、知的障がいや行動障がいなどで配慮が必要な方への適切な対応をお願いしており、県の防災・危機管理交付金及び福祉避難所事前配置資機材整備事業補助金により支援を行うとともに、緊急防災・減災事業債の積極的な活用について市町村に案内していく。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染対策として避難所を十分確保するよう市町村をお願いしており、障がい者等の避難にあたって十分な環境・スペースが確保されるよう機会を捉えて市町村に働きかけていく。</p> <p>・鳥取県防災・危機管理対策交付金事業 68,500千円 ・避難所の生活の質向上事業（福祉避難所事前配置資機材整備事業） 2,250千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>4 災害時における透析医療の確保について 災害時の透析医療の確保を図るとともに、透析病院の防災計画書作成の支援を行うこと。</p>	<p>災害時における透析医療の提供体制を確保するため、平成26年から透析に精通する医師を災害医療コーディネーターとして配置（県全域で1名、各医療圏で1名ずつ委嘱）し、災害時の医療救護活動の支援調整を行う体制を整備している。</p> <p>また、平成27年に策定した「災害時における透析医療の活動指針」に基づき、関係機関と連携した体制整備や研修会の開催等を通じて、透析医療機関の災害対応のためのBCP（業務継続計画）の策定を推進・支援しており、現在17の透析医療機関でBCPを策定済であるが、未策定の医療機関に対する支援を継続するとともに、災害時透析医療ネットワーク参加医療機関や、令和4年度に設置された鳥取県透析医会とも連携を図りながら、更なる体制強化を図っていく</p> <p>・医療行政費（BCP策定推進事業） 1,000千円</p>
<p>5 養護施設職員等に対する人権研修について 全国の養護施設、保育施設、高齢者施設等で虐待等様々な事柄が発生している。施設職員に対し、人権を深く理解する研修を改めて行うこと。</p>	<p>児童養護施設、保育施設等、高齢者施設それぞれに対して虐待防止など人権に対する理解・認識を深める研修支援を行っており、改めて個別に徹底を図る。</p> <p>・子どもの権利救済を図る県版アドボカシー推進事業 12,591千円</p> <p>・保育・幼児教育の質の向上強化事業 12,087千円</p> <p>・高齢者虐待防止推進事業（高齢者施設における高齢者虐待防止の推進） 374千円</p>
<p>6 低所得者等への支援について 物価高騰が生活費を圧迫しているため、生活困窮者以外の低所得者や子育て世代に対しても、経済的支援を行うこと。</p>	<p>物価高騰による生活者支援については、令和4年度から県と市町村が協調して光熱費を支援しており、当該支援を行う世帯の選定に当たっては、市町村において実情を踏まえて柔軟に対応いただくよう改めて依頼するなど、支援について、令和5年度も引き続き当初予算案で検討している。</p> <p>・生活困窮者光熱費等支援事業 144,500千円</p>
<p>7 2歳児の幼児教育への支援について 幼稚園の2歳児クラスにおいては、満3歳になった子どもは保育料が無償となるが、満3歳になるまでの子どもは無償化の対象とならず格差が生じている。格差解消に向けて制度改正するよう国に働きかけること。</p>	<p>幼稚園で受け入れている2歳児を支給認定（1号認定）の対象とし、無償化の対象とすることについて、引き続き国へ要望していく。</p>
<p>8 幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習・免許法認定公開講座の開設について 幼児教育実践者の資質・能力の向上を図る観点から十分な受講機会を確保するため、鳥取県においても幼稚園一種免許状の単位修得に資する免許法認定講習等を実施すること。</p>	<p>幼児教育に係る職員の資質・能力の向上については重要な課題と捉え、県としても毎年様々な研修を開催しており、今後、県での認定講習実施について検討する。</p>
<p>9 ひとり親家庭への支援充実について (1) ひとり親家庭相談に寄せられる相談内容が多様化している。ひとり親同士の交流の場として、日曜日に子どもを連れて立ち寄り相談できるサロンを設置すること。</p>	<p>休日開催のサロンについては、同じような悩みを持つひとり親が集まり、交流の場を持つことで孤立防止に繋がると考えており、休日等のサロンの設置について令和5年度当初予算案で検討している。</p> <p>・ひとり親家庭生活支援事業（ひとり親家庭等交流支援事業） 3,296千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
(2) 東部・中部圏域には母子生活支援施設が各2か所あるが、西部圏域には1か所のみである。西部圏域の母子生活支援施設の定員増等、現状を改善する対策を取ること。	西部圏域の母子生活支援施設は、施設数も入所定員も他圏域と比べ少ない状況にあることから、西部圏域の市町村や施設設置者と協議し、西部圏域の実情に即した改善を検討する。
(3) 支援員等に対する研修をより充実したものにすること。また、市町村や支援団体等のネットワーク会議を圏域毎に開催するなど、連携強化に努めること。	支援に対する研修会について、研修参加者からの要望を踏まえて、県全体のひとり親の相談体制のレベルアップを図るよう、これまでの講義形式から、母子父子自立支援員だけでなくひとり親家庭相談支援センターの相談員にも参加いただく事例検討形式とするよう、令和5年度当初予算において検討している。 また、圏域ごとで市町村や支援団体等で連携強化が図られるよう、関係者の意見を踏まえ対策を検討していく。 ・ひとり親家庭自立支援事業（母子・父子自立支援員等研修事業） 279千円
10 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の円滑な推進について 貸付審査の考え方等について、市町村と情報を共有し、申請手続きが円滑に進むよう努めること。	貸付審査にあたっては、申請者や申請を受け付ける市町村に過度な負担をかけることなく手続を円滑に進めるため、市町村と県で対策を検討しており、改善できるものから速やかに改善していく。
11 児童相談所職員の処遇改善について 児童虐待等の相談・通報のオンコール業務の従事者全員に特殊勤務手当を支給すること。	業務の在り方も含め現在の支給対象業務について、必要な点検・見直しを行う。
12 高等専修学校に対する国による地方財政措置について 高等専修学校については県独自に補助を行っているところであるが、より一層の補助拡充のため、国に対し高等専修学校の補助にかかる財政措置を要望すること。	高等専修学校の補助に係る国の財政措置については、全国知事会とも連携しながら国への要望を検討する。 なお、本県独自の高等専修学校に対する支援としては、運営費に対する支援のほか、学校教育法の規定により専門的な勉強をしながら高校卒業資格取得を目指すことができる指定を受けた高等専修学校（技能連携校）への人件費や特色ある取組への支援も行っており、引き続き令和5年度当初予算案において検討している。 ・私立学校教育振興補助金（鳥取県私立専修学校教育振興補助金） 101,291千円
13 県外専修学校分校の県内進出への対応について 県外の専修学校が県内に分校を設置する際には、当県への申請が不要であるため、現状では県外の学校が自由に進出できる状況である。分校設置都道府県の認可を必要とするなど設置基準の見直しを国に要望すること。	分校の設置基準の明確化については、1月末に開催が予定されている文部科学省主催の専修学校教育研究協議会の場で意見交換を行うなど、機会をとらえて国に投げかけ、その結果を踏まえた上で国への要望を検討したい。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>14 犯罪被害者支援の充実について</p> <p>(1) 犯罪のない街づくり条例に基づき、犯罪被害者支援の活動について充実を図ること。</p> <p>(2) 個人情報保護等のため個室の相談室を設けること。</p> <p>(3) とっとり犯罪被害者支援センター西部相談所の充実を図ること。</p>	<p>犯罪被害者支援については、これまでの取組を総括して、被害者が求める本質的な救済につながる支援について、支援組織・体制のあり方も含め、関係者の意見も聞きながら検討する。その中で、とっとり犯罪被害者支援センター西部相談所の充実等についても検討していく。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年3月に「犯罪のないまちづくり推進条例（H20制定）」を改正し、犯罪被害者支援の具体的施策をさらに充実</li> <li>・市町村における被害者支援条例制定 9市町（令和4年度末 12市町制定予定）</li> <li>・同見舞金支給制度の創設 10市町（令和4年度末 13市町村創設予定）</li> </ul>
<p>15 国府種子センターの乾燥調製施設の整備について</p> <p>乾燥機3台（平成6年導入）及び荷受操作盤の老朽化が激しく早急に更新が必要な状況となっているため、緊急を要す3台の乾燥機及び荷受操作盤について対応費用を補助すること。</p>	<p>J Aグループと連携のもと、国事業（強い農業づくり総合支援交付金）の活用による乾燥機及び荷受操作盤の導入支援について、令和5年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県農作物種子生産振興対策事業 27,241千円</li> </ul>
<p>16 飼料及び肥料高騰に係る経営支援対策の継続について</p> <p>コロナウイルス感染拡大や天候不順、原油高騰、円の急落、ウクライナ危機などにより、配合飼料価格や輸入乾牧草価格・肥料価格が暴騰しているため、必要な支援を継続的に行うこと。</p>	<p>配合飼料価格の高止まりで、依然として畜産農家の経営が圧迫されていることから、令和4年度補正予算で実施した畜産経営緊急救済事業を令和5年度当初予算案においても検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産経営緊急救済事業 228,968千円</li> </ul>
<p>17 循環型林業（皆伐・再造林）の推進について</p> <p>循環型林業及び県産材の増産・安定供給に資する主伐・再造林をより一層推進すること。</p>	<p>皆伐再造林を一層推進するため、再造林に係る経費や、路網や林業機械の整備に係る経費について、事業者の負担軽減を図るための支援を令和5年度予算案において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造林事業 496,832千円</li> <li>・路網整備事業 515,282千円</li> <li>・低コスト機械リース等支援事業 197,715千円</li> </ul>
<p>18 漁業就業者確保対策について</p> <p>漁業就業希望者を研修生として受け入れ、より実践的な漁業研修を実施し、将来的な漁業の担い手増加に資するよう支援すること。</p>	<p>沿岸漁業の独立型研修及び船員を養成するための雇用型研修を行っている。独立型研修については、より実践的な漁業研修となるよう漁協・系統金融機関等で構成する水産業経営支援協議会に配置している漁業活動相談員との連携を密にし、漁業活動相談員が令和3年度に作成した漁業独立経営シミュレーターソフトの活用など新規就業希望者の受入・独立に向けた指導体制の強化を進めていくとともに、更なる担い手増加につながる展開を検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業就業者確保対策事業（漁業研修事業） 66,568千円</li> <li>・漁業就業者確保対策事業（漁業活動相談員設置事業） 1,795千円</li> </ul>
<p>19 校則について</p> <p>12年ぶりに改定された生徒指導提要に基づき、校則決定に際しては、生徒が主体的に取り組めるように教育現場に徹底すること。</p>	<p>改訂された生徒指導提要の考え方に基づき、各校における生徒指導に関する校内規定について、生徒の実情、社会の常識、時代の進展を踏まえるとともに、生徒自らが校則について考え、その意見を踏まえた校則の見直しを進めていけるよう、引き続き校長会等を通じて働きかけていく。</p>